

長崎労働局発表

平成27年12月10日（木）

午後1：00解禁

長崎労働局労働基準部賃金室

賃金室長 大月 勝之

室長補佐 上戸 秀則

電話 095-801-0033 内線 308

～長崎県特定最低賃金の改正について～

【ポイント】

- ・長崎県最低賃金（時間額694円）は長崎県内で働く労働者すべてに適用されますが、下記の3業種で働く労働者には*特定最低賃金が適用されます。
- ・長崎労働局長は、長崎地方最低賃金審議会の答申を受け、答申通り改正することを決定しました。
- ・下記の効力発生日より新しい特定最低賃金額が適用されることとなります。

長崎労働局長（大塚崇史）は、長崎地方最低賃金審議会（会長 井手瑛智子）から下記の3種類の長崎県特定最低賃金の引き上げについて答申を受け、答申通り改正する旨の官報公示をしました。

長崎県内の3種類の特定最低賃金は、今後、それぞれの効力発生日に新しい最低賃金額が適用されます。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署と共に、最低賃金の周知徹底に努めるとともに、関係機関等に協力をいただきながら周知を図ってまいります。

記

特定最低賃金が適用される業種	最低賃金額（1時間）		効力発生日
	改定前	改定後	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	800円	813円	平成27年12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	734円	748円	平成28年1月9日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	810円	821円	平成27年12月18日

※ 特定最低賃金について

特定最低賃金は、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定されているもので、長崎県では上記3業種の事業場で働く労働者に適用されます（従事する仕事や年齢によっては適用が除外される労働者もいます。適用が除外される労働者には長崎県最低賃金（時間額 **694円**）が適用されます。）